

こども家庭庁×農林水産省 「こども食堂等への政府備蓄米の無償交付制度」の活用促進

農林水産省が行う「政府備蓄米の無償交付制度」の活用促進のために、農林水産省と連携して、制度の周知や申請手続の簡素化などの取組を行います。

1. 趣旨

農林水産省では、食育の一環として、こども食堂・こども宅食、フードバンクへ政府備蓄米の無償交付を行っています。昨今の物価高の中で、ごはん食の提供が難しくなっている団体もあることから、今年度、農林水産省と連携した取組を実施します。

具体的には、こども家庭庁から、自治体や関係団体等を通じた制度の周知、支援事業の実施団体(こども食堂・こども宅食等)に申請手続のサポートを行います。

農林水産省では、支援事業の対象となっているこども食堂・こども宅食等について申請手続を簡素化し、これに併せて申請機会の拡大を行い、ごはん食の提供機会の拡大を図ります。

2. 支援の内容

(1)こども家庭庁と農林水産省との連携

1. 自治体や関係団体等を通じて政府備蓄米の無償交付制度について周知活動を行っていきます。
2. こども家庭庁の事業(※)により支援を受けているこども食堂・こども宅食等について、事業費を政府備蓄米の無償交付の申請事務費用に充てることが可能である旨を明示して周知することにより、申請をサポートします。
3. また、こども家庭庁の事業(※)により支援を受けているこども食堂・こども宅食等について、政府備蓄米の無償交付の申請手続を簡素化します。

(※)「地域こどもの生活支援強化事業」及び「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」の予定

(2)政府備蓄米の無償交付の申請機会の拡大(農林水産省において実施)

(1)の対策に併せ、政府備蓄米の無償交付の申請機会を拡大します。なお、下記の申請機会の拡大は、こども家庭庁の事業による支援の有無に関わらず申請可能です。

➤こども食堂・こども宅食

・年度内最大 5 回の申請回数のところ、今年度は 12 回申請に引き上げ

※年度内 1 団体当たり最大 12 回(600kg×12 回=7.2t)を支援

➤フードバンク

・通常の年度内に 2 回(8 月、2 月)の募集及び 7 月の追加募集に加え、さらに 10 月に 2 回目の追加募集を実施

・今後の予定:10 月 14 日(火)から 10 月 31 日(金)までの間で公募

※交付対象数量は 1 申請団体当たり、前年度の食品取扱実績の 10 分の 1 又は 25t のいずれか少ない数量。(通常の 1 団体当たりの年間最大交付数量(食品取扱実績の 5 分の 1 又は 50t)とは別枠で追加)

(参考)

[政府備蓄米の交付について\(農林水産省 HP\)](#)

[地域こどもの生活支援強化事業\(こども家庭庁 HP\)](#)

[ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業\(こども家庭庁 HP\)](#)

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局家庭福祉課

伊藤、石田、川上

電話 03-6859-0183(直通)

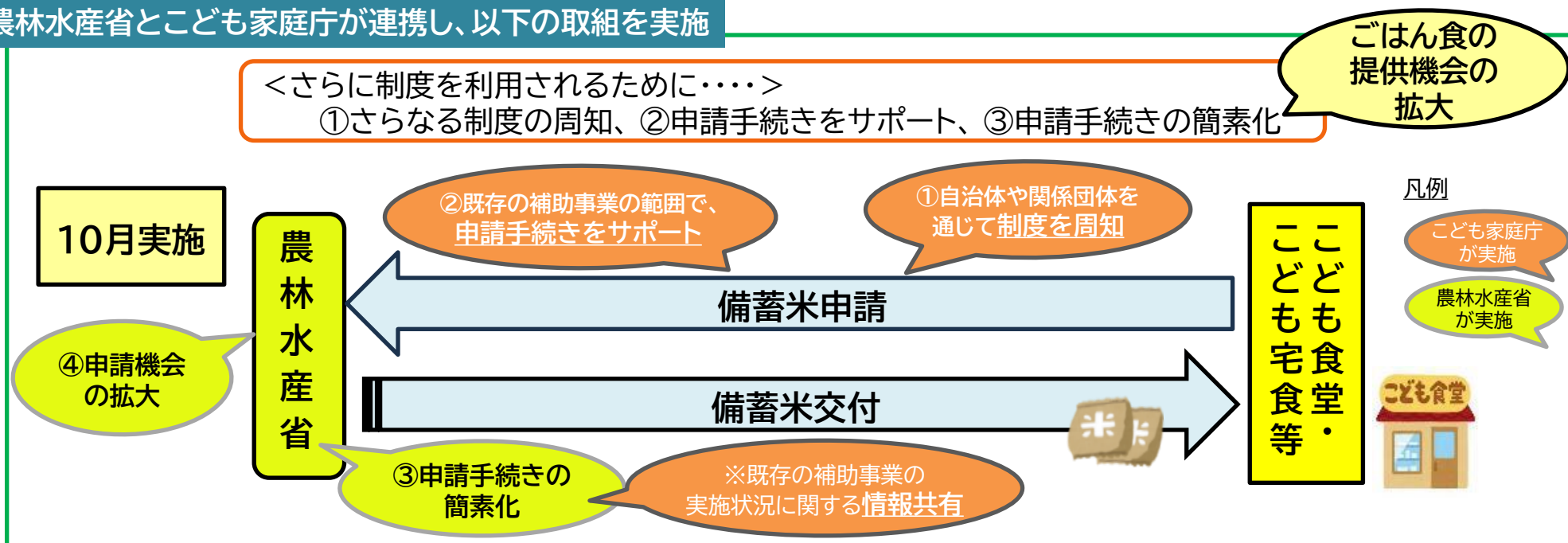
※備蓄米交付申請の具体的内容については、
農林水産省にお問い合わせください。

農林水産省×こども家庭庁「こども食堂等への政府備蓄米の無償交付制度」の活用促進

趣旨

- 農林水産省が食育支援の一環として行っているこども食堂等への政府備蓄米の無償交付について、さらに制度を活用していただくため、こども家庭庁と連携。
- こども家庭庁から、自治体等を通じた制度の周知、支援事業の実施団体(こども食堂等)に申請手続きのサポートを行う。農林水産省は、こども家庭庁の支援事業の実施団体に関する申請手続きの簡素化を図る。併せて、申請機会の拡大を行い、ごはん食の提供機会の拡大を図る。

農林水産省とこども家庭庁が連携し、以下の取組を実施



政府備蓄米の無償交付の申請機会の拡大

- こども食堂・こども宅食:通常、年度内の申請回数上限5回のところ、今年度は**年度内12回に引き上げ**。
※年度内1団体当たり最大12回(600kg×12回=7.2t)を支援
- フードバンク:通常の2回(2月、8月)の申請募集及び7月の追加募集に加え、今年度は、**さらに10月に追加募集を実施**。
※申請団体ごとに、通常の前年度の食品取扱実績1/5以内(50トン上限)とは別枠で、1/10以内(25トン上限)を支援